

平成12年 9 月29日 条例第17号

大船渡市地域安全条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を定める者及び滞在する者並びに市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に関する事項を推進するものとする。

2 市は、地域の安全に関する事項を推進するに当たっては、関係する機関及び団体と連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的が達成されるよう協力するものとする。

(地域安全推進協議会の設置)

第5条 地域の安全活動を円滑かつ総合的に推進するため、大船渡市地域安全推進協議会を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年10月 1 日から施行する。

大船渡市地域安全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市地域安全条例（平成12年大船渡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の安全に関する事項)

第2条 条例第3条に規定する地域の安全に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚に関すること。
- (2) 市民及び事業者の自主的な安全活動の推進に関すること。
- (3) 地域の安全環境の整備及び改善に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(地域の安全活動等)

第3条 条例第4条に規定する自らの生活の安全確保及び地域の安全活動は、次のとおりとする。

- (1) 安全な生活を営むための情報収集に関すること。
- (2) 安全な生活確保のための実践活動に関すること。
- (3) 地域及び事業者の安全活動のための研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全に関すること。

(協議事項)

第4条 条例第5条に規定する大船渡市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の生活安全に関すること。
- (2) 犯罪、事故等の現状把握に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の未然防止に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全の推進に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市関係職員及び県の関係行政機関の職員
- (2) 関係団体に所属する者のうちから当該団体の代表が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。